議第３２号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）２月２４日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市手数料条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市手数料条例（平成１１年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

別表第６号消防本部・消防署関係の表３９の項第３号中「１１０，０００円」を「９８，０００円」に、同表４１の項中「１７，０００円」を「１５，０００円」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

参考資料

新潟県柏崎市手数料条例（平成１１年１２月１６日条例第３２号）

改正後

別表（第２条関係）

(1)～(5)　（略）

(6)　消防本部・消防署関係

	事務	名称		手数料の額
１～38　（略）				
39	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の６第１項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定	保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査手数料	（１）　当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	１件につき 55,000円
			（２）　当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合	１件につき 80,000円
			（３）　当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	１件につき 98,000円
40　（略）				
41	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法	貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査手数料		１件につき 15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額

改正前

別表（第２条関係）

(1)～(5)　（略）

(6)　消防本部・消防署関係

	事務	名称		手数料の額
１～38　（略）				
39	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の６第１項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定	保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査手数料	（１）　当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	１件につき 55,000円
			（２）　当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合	１件につき 80,000円
			（３）　当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	１件につき 110,000円
40　（略）				
41	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法	貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査手数料		１件につき 17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額

改正後				改正前			
	律第37条の２第１項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可				律第37条の２第１項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可		
42～48　(略)				42～48　(略)			

(7)～(9)　(略)

(7)～(9)　(略)